

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録

2018年 4月度

(対象期間 2018年4月1日 ~ 2018年4月30日)

## バイオマス焼却設備(利根川事業所)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,987.5
廃プラスチック類	3.1
紙くず	2.8
木くず	17.9
廃油	0.3
合計	3,011.7

### ②. ばいじんの除去を行った年月日


### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2018年2月9日 3月12日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2018年3月13日 4月11日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.01 (m <sup>3</sup> /h)	39.5	大防法
ばいじん	0.002 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	2 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	150 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1:酸素12%換算値

※2:大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3:硫黄酸化物については、設計上の排出量

## バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	3,508.5
廃プラスチック類	7.5
紙くず	5.1
木くず	4.5
廃油	
合計	3,525.6

### ②. ばいじんの除去を行った年月日


### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2017年10月30日 2018年3月15日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2017年12月8日 2018年4月19日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.028 (m <sup>3</sup> /h)	4.8	大防法
ばいじん	0.001 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	3 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	200	条例
窒素酸化物	77 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	180	条例
ダイオキシン類	0.00012 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1:酸素12%換算値

※2:大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3:硫黄酸化物については、設計上の排出量

## 産業廃棄物焼却設備(尼崎工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,227.0
廃プラスチック類	246.7
紙くず	
木くず	
廃油	
合計	1,473.7

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2017年5月1日	
2017年8月14日	
2017年12月29日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒		
(2)排ガスを採取した年月日	2017年8月29日 2018年2月5日 4月25日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2017年9月25日 2018年3月7日 5月1日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.02未満 (m <sup>3</sup> /h)	1.39	大防法
ばいじん	0.016 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.15	大防法
塩化水素	5未満 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	85 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0.059 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	5	特措法

※1:酸素12%換算値

※2:大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3:硫黄酸化物については、設計上の排出量